

釧路短期大学生涯学習奨学金規程 17

第1条（目的）

この規程は、学校法人緑ヶ岡学園奨学生及び奨学金給付規則第4条に基づき、釧路短期大学（以下「本学」という）の社会人入学者の生涯学習奨学金（以下「奨学金」という）に関し必要事項を定めることを目的とする。

第2条（対象）

奨学金の給付対象となる社会人とは、釧路短期大学社会人入学規程第3条に定められた者で、社会人選抜制度によって入学した者をいう。

第3条（給付の額）

奨学金の額については別に定める。

第4条（給付の方法）

奨学金の給付方法については別に定める。

第5条（給付の期間）

奨学金の給付期間は最長2年間分とする。

第6条（給付の廃止）

前条の規定にかかわらず、奨学金給付対象者が、給付期間中に著しい品行不良、怠学等の相当の理由が生じた場合、本学学則第56条による懲戒等相当の理由が生じた場合には、学長は、教授会の議を経て奨学金給付を廃止することができる。

第7条（その他）

その他この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て学長が定める。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定め、理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行し、平成14年度から適用する。

この改訂は、平成17年4月1日から施行する。

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。